

収支計画書、収支（損益）予算書、返済（償還）計画

<収支計画書> ※ 当該保育所

収支計画書は、認可申請対象施設について、以下により作成してください。

- 1 収入  
大項目を委託費収入、その他に分類した上で、内訳を記載してください。
- 2 支出  
大項目を人件費、管理費、事業費とし以下の内訳に分類してください。
  - (1) 人件費  
職員給与、法定福利費、退職金関係経費（退職共済掛金、退職引当金等）
  - (2) 管理費  
土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費
  - (3) 事業費  
給食費、保育材料費、保険料など保育に係る経費のほか、職員研修費や旅費交通費、広告宣伝費等その他全ての経費
- 3 1及び2の差し引き額
- 4 返済（償還）予定額（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合のみ。）

<収支（損益）予算書> ※ 設置者全体

収支（損益）予算書は、設置者が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成してください。

<返済（償還）計画> ※ 設置者全体

返済（償還）計画書は、設置者全体の借入金等について、金融機関等別の借入等の内容、完済（償還）予定年月、年間返済（償還）予定額（元利）を記入して下さい。

※ いずれも5期5年分を提出していただきます。開設が期の途中である場合は残りの期間に加えた5期5年分を提出していただきます。

